

昭和四十年大蔵省令第十五号

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
所得税法施行令第百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。
(一般の減価償却資産の耐用年数)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他の土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道、公共施設等運営権、樹木採取権及び漁港水面施設運営権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十一条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（坑道を除く。）別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）

二 所得税法施行令第六条第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）

三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、公共施設等運営権、樹木採取権及び漁港水面施設運営権を除く。）別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）

四 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産 別表第四（生物の耐用年数表）

五 公共施設等運営権 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公示された当該公共施設等運営権の設定により公表された当該公共施設等運営権の同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受けた者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

七 漁港水面施設運営権 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第四十二条（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）の規定により通知された該漁港水面施設運営権の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出する金額につき次に掲げる規定により新たに取得したものとされる漁港水面施設運営権について同法第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の同条の存続期間）の年数

八 本的支出の取得価額の特例）の規定により照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権

六 年

ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年

三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一号の規定に準じて計算した数を定した年数

四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基础として納税地の所轄税務署長の認定した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

五 公共施設等運営権 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公示された当該公共施設等運営権の同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受けた者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

七 漁港水面施設運営権 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第四十二条（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）の規定により通知された該漁港水面施設運営権の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出する金額につき次に掲げる規定により新たに取得したものとされる漁港水面施設運営権について同法第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の同条の存続期間）の年数

八 本的支出の取得価額の特例）の規定により照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

口 法人税法施行令第五十五条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えた同条第一項の規定

三 前項第五号から第七号までに定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

四 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等をいう。第一号において同じ。）を含む。以下同じ。は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

五 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、代表者及び同法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成一十五年法律第二十七号）第二条第十五回（定義）に規定する法人番号をいう。）

六 申請に係る採掘権等（第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産をいう。以下この号において同じ。）に係る鉱区その他これに準ずる区域（次号において「鉱区等」という。）の所在地

七 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。

八 第六項の処分があつた場合には、その処分の効果が生ずるものとする。

九 第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその旨を通知する。

十 第六項の処分があつた場合には、その処分の効果が生ずるものとする。

十一 特殊の減価償却資産の耐用年数

十二 第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

十三 第二項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

十四 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

十五 第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各の耐用年数表）に掲げるもの 同表

八項において「償却費の額」という。又は法人税法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による償却費として損金の額に算入する金額の限度額（第八項において「償却限度額」という。）の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その年数を変更することができる。

九項 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等をいう。第一号において同じ。）を含む。以下同じ。は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

十 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、代表者及び同法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成一十五年法律第二十七号）第二条第十五回（定義）に規定する法人番号をいう。）

十一 申請に係る採掘権等（第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産をいう。以下この号において同じ。）に係る鉱区その他これに準ずる区域（次号において「鉱区等」という。）の所在地

十二 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。

十三 第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその旨を通知する。

十四 第六項の処分があつた場合には、その処分の効果が生ずるものとする。

十五 特殊の減価償却資産の耐用年数

十六 第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

十七 第二項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

十八 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

十九 第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各の耐用年数表）に掲げるもの 同表

号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第二条第十二号の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二号の二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第二百八十二条（資本的支出）又は法人税法施行令第一百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあっては、同法第六十二条の二第二項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二二号に掲げたる年数についてはこの限りでない。

一、当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間（個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合に、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものとして見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間）の年数

二、次に掲げる資産（別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定める年数（その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。）

イ、法定耐用年数（第一条第一項（一般の減価償却資産の耐用年数）に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産、当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

ロ、法定耐用年数の一部を経過した資産、当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除了した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数

2 法人が、法人税法第二条第十二号の八、第一百二号の十一、第十二号の十四又は第十二号の十五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格組織再編成」という。）により同条第十二号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五の二に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数による。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数による。

3 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から第一項本文に規定する資産の移転を受けた場合において、当該資産について同項の規定の適用を受けるときは、当該資産の法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（1）若しくは第三号ハ又は第四十八条の二第一項第一号イ（1）若しくは第三号イ（2）若しくは第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額（当該資産につき同令第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額に算入された金額を含まないものとす

4 別表第四（生物の耐用年数表）の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に転用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、第一条第一項第四号並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。

二、法定耐用年数（第一条第一項（一般の減価償却資産の耐用年数）に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産、当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

5 第一項各号に掲げる年数及び前項の年数は、暦にして計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旧定額法及び旧定率法の償却率）

四条 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産の耐用年数に応じて、別表第一（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）及び所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（2）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（2）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）の区分に応じそれぞれ別表第七（平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされた減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。

3 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされた減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。

4 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

5 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

（定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率）

二、定額法（所得税法施行令第二百二十条の二第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条の二第二項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じて、別表第一（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（2）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）及び所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（2）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（2）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）の区分に応じそれぞれ別表第十に定める定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものによる。

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の耐用年数に応じて、別表第十に定める定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものによる。

3 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

4 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

5 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

（残存価額）

六条 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産の残存価額は、別表第十一（細目）欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第二百二十条（減価償却資産の取得価額）又は法人税

年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

ロ 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

表）

（細目）欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第二百二十条（減価償却資産の取得価額）又は法人税

十六条（減価償却資産の取得価額）又は法人税

法施行令第五十四条第一項、減価償却資産の取得額(得価額)の規定による取得価額に乗じて計算した金額とする。前項に規定する減価償却資産のうち牛及び馬の残存価額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額と十万円とのいずれか少ない金額とする。

附 則 抄

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十年分以後の所得税及び法人の昭和四十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税及び法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

3 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和二十七年大蔵省令第二十三号)附則第三項(住宅用建物の耐用年数の特例)に規定する住宅用の建物の耐用年数及び同令附則第四項(鉱山労務者用住宅の耐用年数の特例)に規定する鉱山労務者の居住の用に供される建物の耐用年数については、同令附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十六年大蔵省令第二十一号)附則第三項(機械及び装置の耐用年数の特例)の表に掲げる機械及び装置の耐用年数については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (昭和四十年六月一三日大蔵省令 第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、個人の昭和四十一年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十三年四月一日以後に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四三年四月二〇日大蔵省令 第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

種類	耐用年数表	細目	附則別表二 昭和四十年三月三十一日以前に取扱したばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表	機械及び装置	構築物	土造の構築物	コンクリート造、金属造又は木造又は合成樹脂造の構築物	鋼骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造の構築物	十四号) 第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。	
									年数	年数
1	年数表	煙突(高さが七十メートル以上のものに限る。)	七	七	槽、塔、水路及び貯水池	槽、塔、水路	槽、塔、水路	槽、塔、水路	二〇	一五
2	年数表	鐵筋コンクリート造のもの	七	七	鐵骨鉄筋コンクリート造又は石造のもの	鐵筋コンクリート造	鐵筋コンクリート造又は石造のもの	鐵骨鉄筋コンクリート造	一五	一〇
3	年数表	コンクリート造又は金属造のもの	一〇	一〇	コンクリート造又は金属造のもの	コンクリート造	コンクリート造又は金属造のもの	コンクリート造	一〇	一〇
4	年数表	機械及び装置	一〇	一〇	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	一〇	一〇

附 則 (昭和四六年四月一二日大蔵省令 第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四六年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四七年六月六日大蔵省令 第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四七年八月二六日大蔵省令 第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四七年八月二六日大蔵省令 第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令 第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令 第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令 第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令 第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令 第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

改訂後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	2

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7	8	8	8	9	0	7	8	8	9	0	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0
6	0	5	9	4	0	6	0	4	9	4	0	5	0	4	9	4	0	5	9	4	9	4	0	4	9	3	8
6	8	2	9	8	0	2	4	9	7	7	0	8	1	7	5	6	0	0	4	1	1	4	0	6	1	9	9

0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8	8	8	9	0	7	8	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8
0	5	9	4	0	6	0	4	9	4	0	5	0	4	9	4	0	5	9	4	9	4	0	4	9	3	8
8	2	9	8	0	2	4	9	7	7	0	8	1	7	5	6	0	0	4	1	1	4	0	6	1	9	9

5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4
6	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0
7	1	5	0	9	3	7	1	5	0	9	2	6	1	5	0	8	2	6	0	5	0	7	1	6	0	5	0
1	2	5	0	4	2	1	2	5	0	0	8	8	0	4	0	6	5	6	8	3	0	2	1	3	6	2	0

0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7
1	5	0	9	3	7	1	5	0	9	2	6	1	5	0	8	2	6	0	5	0	7	1	5	0	5	0	7
2	5	0	4	2	1	2	5	0	0	8	8	0	4	0	6	5	6	8	3	0	2	1	3	6	2	0	

3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9	8

(四) 年
耐用年数

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0
8	2	6	0	1	4	8	2	6	0	1	4	8	2	5	0	4	7	1	5	0	0	4	7	1	5	0	9
5	2	0	0	5	9	5	2	0	0	1	6	2	0	9	0	7	2	9	8	8	0	7	2	9	8	8	

以上未償却割合

0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7
2	6	0	1	4	8	2	6	0	1	4	8	2	5	0	0	4	7	1	5	0	0	3	7	1	5	0	9
2	0	0	5	9	5	2	0	0	1	6	2	0	9	0	7	2	9	8	8	0	3	9	6	6	7	0	

未滿

3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

経過年数

7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	3	3
1	0	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8
6	0	3	6	9	2	6	0	3	6	9	2	6	0	2	6	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5
5	0	3	4	6	9	4	0	3	4	6	9	4	0	8	0	3	7	3	0	4	6	0	5	2	0	3	8

1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	
0	3	6	9	2	6	0	3	6	9	2	6	0	2	6	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	8
0	3	4	6	9	4	0	3	4	6	9	4	0	8	0	3	7	3	0	4	6	0	5	2	0	3	8	

1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。)による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例(平成二十三年法律第二十九号)。附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。)及び改正法第三十条の規定(改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定による改正前の所得税法等の一例に關する法律(平成二十三年法律第二十九号)。附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。)及び改正法第三十条の規定(改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定による改正前の所得税法等の一例に關する法律(平成三十一年法律第七号))の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)。以下「改正令」という。)附則第二条第二項の規定により部を改正する法律(平成三十一年法律第七号)の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)。以下「改正令」という。)附則第二条第二項の規定によりなほその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。)改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令(平成二十六年政令第三十九号)、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という)、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例による法律施行令(平成二十三年政令第二百十二号)。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という)、改正令第十一条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行規則(附則第十二条の規定による改正前の法人税法施行規則(附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という)、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則(附則第十二条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則(附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という)、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による

類種 構造又は用途	細目	1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月三十日財務省令第 三〇号)	2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第二項第二号の規定は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、個人の令和六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
年 数年用耐 用	耐 用年数表	附 則 (令和三年九月一七日財務省令第 六六号)	附 則 (令和六年三月三十日財務省令第 三〇号)

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産	建物 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの及び左記以外のもの	耐 用年数表	建物 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの及び左記以外のもの
年 数年用耐 用	細目	1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月三十日財務省令第 三〇号)	2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第二項第二号の規定は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、個人の令和六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素
四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産	建物 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの及び左記以外のもの	耐 用年数表	建物 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの及び左記以外のもの
年 数年用耐 用	細目	1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月三十日財務省令第 三〇号)	2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第二項第二号の規定は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、個人の令和六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素	工場(作業場を含む。) 用又は倉庫用のもの 塩素 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉 庫用のもの(倉庫事業のものを除く) 及び放射性同位元素
四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二	四二 一三 八三九三九三九三 一四 四三 八三一三一二

業の倉庫用のものを除く。塩、チリ硝石その他の二 著しい潮解性を有する八 固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫事業の倉庫用のも の	その他のもの	金属造のもの(骨 格材の肉厚が四ミ リメートルを超 えるものに限る。)
○二	七二九二	一三	一三	八三	四三〇三〇二

○及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの、塩、チリ硝石その他の二著しい潮解性を有する八固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫事業の倉庫用のも の	その他のもの	金属造のもの(骨 格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。)
○二	九一四二	五二	五二	〇三	一三六二九一

に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの、塩、チリ硝石その他の二著しい潮解性を有する八固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫事業の倉庫用のも の	その他のもの	金属造のもの(骨 格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)
四一	五一七一	九一	九一	四二	一三六二九一

木造又は合成樹脂のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外の四	店舗用、住宅用、寄宿二	舎用、宿泊所用、学校二	用又は体育館用のもの及び左記以外の四	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外の二	店舗用、住宅用、寄宿二	舎用、宿泊所用、学校二	用又は体育館用のもの及び左記以外の四	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの

備 設 属 附 物 建		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの									
備を含む。)	電気設備(照明設	簡易建物	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	塗装用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、荷役所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	車庫用、格納庫用、荷役所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、荷役所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
その他のもの	蓄電池電源設備	木製主要柱が十七センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶきの掘立造のもの及び仮設のもの	著しい潮解性を有する他のもの及び常時蔵置するためのもの及び冷蔵庫用のもの	塩、チリ硝石その他の固体を常時蔵置するたるもの	酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	塗装用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、荷役所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
五一	六	七	〇一	四一	〇一	〇一	七	一一五一	一	五一	九一

物 築 構											
業用のもの	鐵道業用又は軌道業用のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	可動間仕切り	店用簡易装備	アーケード又は日よけ設備	はドアー自動開閉	エヤーカーテン又はドアー自動開閉	害報知設備及び格納式避難設備	消防、排煙又は災害報知設備	昇降機設備	給排水又は衛生設備及びガス設備
信号機	通信線、信号線及び電灯電力線	分歧器	金属製のもの	まくら木 木製のもの コンクリート製のもの	軌条及びその附属品	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	その他のもの	エレベーター	冷房、暖房、通風冷暖房設備(冷凍機の下のもの)
停止設備	踏切保安又は自動列車停止設備	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの	その他のもの	橋りよう	木柱及び木塔(腕木を含む。)	木柱及び木塔(腕木を含む。)	エスカレーター	又はボイラーエquipment(出力が二十二キロワット以下のもの)
二一	五四	二三一二〇三五三〇六	五一〇四〇五	七五六一〇六	五一〇四〇六	五二五一	〇三五〇二〇四	五	五	三一	五

電車線及び第三軌条	送配電線及び電線
帰線ボンド(電柱及び腕木を除く。)	電線支持物(電柱及び腕木を除く。)
木柱及び木塔(腕木を含む。)	木柱及び木塔(腕木を含む。)
架空索道用のもの	架空索道用のもの

その他のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
線 線、塔、地中電線路	塔柱、がい子、添加電話送電	電柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート柱	停車場設備	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
地 線 及 び 添加 電 話	送電用のものをいう	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
六三五二	一四	七五	〇三	〇三〇三五三〇六	五一〇四〇五	〇五〇六五一	〇四九一	六	五	四	三

農林業用のもの	放送用又は無線信用のもの	電気通信事業用のもの	配電線	木柱	鉄筋コンクリート柱	配電用のもの
その他のもの 果樹棚又はホンブ 棚 はブロック造の れんが 石造又 てコンクリート 主として のもの	アンテナ 木塔及び木柱 接地線及び放送用配線	円筒空中線式のもの 鉄塔及び鉄柱 その他のもの 鐵筋コンクリート柱	光ファイバー製のもの 通信ケーブル 地中電線路 その他の線路設備	地中電線路 添架電話線 引込線	地中電線路 添架電話線 引込線	鉄塔及び 鐵筋コンクリート柱
七一四一				一二七二三一〇一	五二〇三〇二〇三五一二四〇五	

緑化施設及び庭園 工場緑化施設	学校用のもの	競技場用、運動場用、遊園地用又は	広告用のもの
その他のもの 主として木造のもの	主として 木造のもの 土管を主としたもの 金属造のもの その他のもの	主として 木造のもの 土管を主としたもの 金属造のもの その他のもの	主として 金属造のもの 土管を主としたもの 金属造のもの その他のもの
七〇三五一五一 ○一〇三	○三五一〇一五一 ○一〇三	○一〇三五 五四	○一〇二八〇一五四一

（前掲のものを除く。） コンクリート造又はコンクリートブロッ ク造のもの	（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池	造船台 堤	岸壁、さん橋、防壁 （爆發物用のものを除く。）、堤防、防波堤、 塔、やぐら、上水道、 水そう及び用水用ダム 乾ドック サイロ	橋 トンネル	鉄骨、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート （前掲のものを除く。） の敷き、れんが敷又はアスファルト敷又は木 チュー・マルス敷のもの	路面 舗装道路及び舗装 の敷き、れんが敷又はアスファルト敷、ブロ ック敷、れんが敷又はアスファルト敷又は木 チュー・マルス敷のもの	（前掲のものを除く。） 庭園（工場緑化施設に 含まれるもの）
○四	○六五一四二五二	○三五三五三五四	○五〇六五七	○八	三〇一	五一	○二

土造のもの（前掲のものを除く。）	石造のもの（前掲のものを除く。）	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	（爆發物用のものを除く。） 堤防、防波堤、 塩素、クロールスルホ ン酸その他の著しい腐 食性を有する気体の影 響を受けるもの	煙突、煙道、焼却炉、 へい及び爆發物用防 壁（爆發物用のものを除く。）、堤防、防波 堤及びトンネル	鉱業用廃石捨場 その他のもの	爆發物用防壁 い	下水道、銅育場及び 水そう	岸壁、さん橋、防壁 （爆發物用のものを除く。）、堤防、防波堤、 上水道及び用水池 乾ドック	サイロ
下水道 上水道及び自動車道 用水池	堤及び自動車道 を除く。堤防、防 波	物用防壁 その他のもの 下水道、へい及び 爆発	岸壁、さん橋、防壁 （爆發物用のものを除く。）、堤防、防波堤、 上水道及び用水池 乾ドック	煙突、煙道、焼却炉、 へい及び爆發物用防 壁（爆發物用のものを除く。）、堤防、防波 堤及びトンネル	鉱業用廃石捨場 その他のもの	爆發物用防壁 い	下水道、銅育場及び 水そう	岸壁、さん橋、防壁 （爆發物用のものを除く。）、堤防、防波堤、 上水道及び用水池 乾ドック	サイロ
五一〇三 ○四	○五五三五四	○五五二	七	○五	○四五〇一三一五	一	○三四	○三	四三

船舶		船舶法（明治三十 二年法律第四十六 号）第四条から第 十九条までの適用 を受ける鋼船 漁船	前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として木造のもの	岸壁、さん橋、防壁、 堤防、防波堤、トンネ ル、水そう、引湯管及 びへい 飼育場	その他もの	合成樹脂造のもの （前掲のものを除く。）	木造のもの（前掲 のものを除く。）	く。（前掲のものを除く。）
薬品そう船	油そう船								
その他のもの	その他もの	総トン数が一千トン以 上のもの	総トン数が五百トン未 満のもの	上のもの	総トン数が五百トン以 上のもの	その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、 堤防、防波堤、トンネ ル、水そう、引湯管及 びへい 飼育場	その他もの	その他もの
カーフエリー	採取船	しゆんせつ船及び砂利 満のもの	総トン数が二千トン未 満のもの	総トン数が二千トン未 満のもの	上のもの	その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、 堤防、防波堤、トンネ ル、水そう、引湯管及 びへい 飼育場	その他もの	その他もの
その他もの	その他もの	四一一一〇一	五一〇一一一三一	二九二一	〇五	五一	五一七	〇一五—	〇一五四五

機空航	飛行機	その他のもの	木船	鋼船	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水上船及びひき船	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける薬品そう船
最大離陸重量が百三十トンを超えるもの 最大離陸重量が百三十トン以下のもので、主として金属製のもの	モーターボート及びどう載漁船	その他のもの	しゅんせつ船及び砂利採取船	とう載漁船	その他のもの	しゅんせつ船及び砂利採取船	とう載漁船	しゅんせつ船及び砂利採取船	発電船及びどう載漁船	その他のもの	その他のもの	その他のもの
八〇一	五	四八七六	五四二一〇一八	七	八	七	九	〇一八六				

工具									
前掲のもの	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によら ないもの	金属製柱及び力 ツペ	切削工具	抜工具	型(型枠を含む。) 、鍛圧工具及び打 子を利用するもの を含む。)	測定工具及び検査 工具(電気又は電 子を利用するもの を含む。)	治具及び取付工具 ロール	鉱山用人車、炭車、鉱 車及び台車
その他の主として金属 製のもの	白金ノズル	その他のもの	用される金属	活字及び活字に常 用される金属	購入活字(活字の形狀 のまま反復使用するも のに限る。)自製活字 及び活字に常	金型及び铸造用型 ゴム又はガラス成型用	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロ ール、混練ロールその 他のもの	その他もの	鉱山用人車、炭車、鉱 車及び台車
三八	一三	一一	三三	二二	二二	二三	三四	四五	五五

品 備 び 及 具 器	1 家具、電気機器、ガス機器及びキヤビネット	家庭用品（他の項目に掲げるものを除く。）	その他のもの
主として金属製のもの	応接セット	その他のもの	その他のもの
接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの
ベッド	ベッド	ベッド	ベッド
児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ヶー	陳列だな及び陳列ヶー	陳列だな及び陳列ヶー
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他の家具	その他の家具	その他の家具
接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの
主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの
その他ものの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織維製品	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
用敷物	水冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	水冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	水冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織維製品	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織維製品	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織維製品
室内装飾品	その他のもの	その他のもの	その他のもの

器具 看板及び広告	機引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	5	6 容器及び金庫	7 機器 理容又は美容 医療機器	8	主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの					
						引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器					
子装置を使用する機器 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの 子の他のもの	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八	六	七	六	七	五	四	五	〇二五	二三
										〇一八	六
										五〇一	二
										五〇一	三

10 生物	1 1 前掲のもの 以外のもの	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行	1 2 前掲する資産について定められたまつき用具	1 3 前掲する資産について定められたまつき用具	1 4 前掲する資産について定められたまつき用具	移動式のもの、救急醫療のもの及び自動液分析器		移動式のもの、救急醫療のもの及び自動液分析器		移動式のもの、救急醫療のもの及び自動液分析器	
						磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの
						その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
						その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
五	五	五	三	三	三	二	二	一	八	四	二

別表第二 機械及び装置の耐用年数表	番号 設備の種類 細目	1 2 前掲する資産について定められたまつき用具	1 3 前掲する資産について定められたまつき用具	1 4 前掲する資産について定められたまつき用具	1 5 前掲する資産について定められたまつき用具	1 6 前掲する資産について定められたまつき用具	1 7 前掲する資産について定められたまつき用具
四	五	一	一	〇〇	三	七	四

1 0	9 員工用設備	8 化學工業用設備	7 6 5 4 3 2 1 别表第二 機械及び装置の耐用年数表	番号 設備の種類 細目	1 2 前掲する資産について定められたまつき用具	1 3 前掲する資産について定められたまつき用具	1 4 前掲する資産について定められたまつき用具	1 5 前掲する資産について定められたまつき用具
四	五	一	一	〇〇	三	七	四	二二

2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。) 製造業用設備(第二〇号及び第二二号に掲げるもの)を除く。)
林業用設備	農業用設備	その他の製造業用設	輸送用機械器具製造	情報通信機械器具製造	電気機械器具製造	用設備	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるもの)を除く。)	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第二一号に掲げるもの)を除く。)
五 七	九 一八	九 一七	八 一七	七 一五	八 一三	五 二二	六 一三	六 一〇	その他の設備

3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	ガス業用設備	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7
放送通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備			電気業用設備	総合工事業用設備	その他の設備	鉱業用設備	利採取業用設備	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)
六 九	九 一八	一 七	八 一七	一 五	一 三	一 三	一 〇	六 一	六 一	五 五

5 1	5 0	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	4 4	4 3	4 2	3 9	3 8
娯楽業用設備	その他の生活関連サービス業用設備	飲食店業用設備	理容業、美洗濯業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	運輸に附帯するサ	道路貨物運送業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備
その他のもの	主として金属製のもの	需要者用計量器	導管	供給用設備	変電設備	主として金属製のもの	飲食料品卸売業用設	石油又は液化石油ガス卸売用設備	ビス業用設備	倉庫業用設備	自動改札装置
その他のもの	主として金属製のもの	その他の設備	鋳鉄製導管	鋳鉄製導管	その他の設備	主として金属製のもの	石油ガスタンク(貯そを除く。)	ガソリン又は液化石油ガス卸売用設備	運輸に附帯するサ	自動改札装置	映像、音声又は文字情報制作業用設備
八 一七	一 三	七 一一	六 一三	八 一〇	一 四	八 一七	一 五	八 一八	九 八	一 〇	五 五

教育業(学校教育業教習用運転シミュレーション設備)	自動車整備業用設備	その他のサービス業	前掲の機械及び装置	機械式駐車設備	その他のサービス業	自動改札装置	自動改札装置	支授業用設備	支援業用設備	教育業(学校教育業教習用運転シミュレーション設備)	教育業(学校教育業教習用運転シミュレーション設備)
水道施設利用権	電気ガス供給施設利用権	利用権	鉄道軌道連絡通行施設専用側線利用権	営業権	育成者権	ソフトウエア	商標権	意匠権	実用新案権	特許権	水利権
水道施設利用権	電気ガス供給施設利用権	利用権	鉄道軌道連絡通行施設専用側線利用権	営業権	育成者権	ソフトウエア	商標権	意匠権	実用新案権	特許権	水利権
一 五	一 五	三 〇	三 〇	五 五	八 八	五 一〇	七 一〇	五 七	五 五	八 一〇	五 一〇

